

盛岡広域振興局長告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和5年2月28日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1（1）路線名 紫波江繋線
 - （2）供用開始の区間 紫波郡紫波町遠山字中松原24番15地先から30番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 令和5年2月28日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 令和5年2月28日から同年3月28日まで
- 2（1）路線名 日詰停車場線
 - （2）供用開始の区間 紫波郡紫波町北日詰字大日堂15番6地先内
 - （3）供用開始の期日 令和5年2月28日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 令和5年2月28日から同年3月28日まで
- 3（1）路線名 雫石東八幡平線
 - （2）供用開始の区間 岩手郡雫石町長山猿子111番1地先から長山檜9番10地先まで
 - （3）供用開始の期日 令和5年2月28日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 令和5年2月28日から同年3月28日まで
- 4（1）路線名 渋民田頭線
 - （2）供用開始の区間 盛岡市好摩字夏間木83番28地先から83番12地先まで
 - （3）供用開始の期日 令和5年2月28日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 令和5年2月28日から同年3月28日まで